

辰野町ガンバル飲食店等応援金 申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者向け

2021年4月1日

辰野町産業振興課

はじめに

辰野町ガンバル飲食店等応援金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けた飲食店等に対して、事業の継続を支え再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

支給額

最大 30 万円

※ただし、一昨年 1 年間の売上からの減少分が上限とします。

■ 支給額の計算方法

2019 年の総収入金額 - 対象月の収入金額 × 12 ヶ月

[対象月]

2021 年 1 月から 2021 年 3 月までの間で、1 か月あたりの収入金額が**前々年同月比で 30%以上減少**している月。

※対象月が複数ある場合は、その中で最も収入が減少している月が対象月となります。

支給対象

辰野町内に事業所を有し、主たる業種として飲食サービス業・宿泊業・酒小売業（主たる販売先が飲食店等）・道路旅客運送業（バス・タクシー）・自動車運転代行業・旅行業を営む小規模事業者（法人・個人事業者）を対象とします。

申請の手続①

» **1. 申請の要件を確認する**

2. 申請書の作成

1. 申請の要件を確認する（支給対象者・不支給要件）

■ 支給対象者・不支給

● 支給対象者

申請ができるのは、P4 と P5 に記載の **1～5 すべてに該当する者** です。

1. 小規模事業者の基準を満たす事業者（以下のいずれかに該当する事業者）

飲食サービス業・酒小売業（主たる販売先が飲食店等）	常時雇用する従業員が 5 名以下
宿泊業・旅行業	常時雇用する従業員が 20 名以下
道路旅客運送業（バス・タクシー）・自動車運転代行業	常時雇用する従業員が 20 名以下

※「常時雇用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

※町内で 2 店舗以上営業している法人・個人事業者も 1 事業者として扱います。

○対象となる法人の種類について

会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）、個人事業者であるもの（商工業者に限る）

以下の法人は対象外となります。

医師、歯科医師、助産師/系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）/協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）/一般社団法人、公益社団法人/医療法人/宗教法人/学校法人/農事組合法人/社会福祉法人/任意団体など

2. 辰野町に事業所を有し、主たる業種として飲食サービス業・宿泊業・酒小売業（主たる販売先が飲食店等）・道路旅客運送業（バス・タクシー）・自動車運転代行業・旅行業を営む小規模事業者であって、2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者。

※事業収入は、確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表の「収入金額等」の事業欄に記載されるものと同様の考え方による。

※住民税申告書類の場合、事業収入は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものをを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

（P5に続きます）

1. 申請の要件を確認する（支給対象者・不支給要件）

（P4から続きます）

■ 支給対象者・不支給

3. 営業許可又は登録を必要とする業種については、当該許認可等を受けている者。

4. 新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年1月から2021年3月までの期間（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が前々年同月比で30%以上減少した月がある者。

※2019年に開業した者については、対象期間のうちひと月の売上の比較対象として、開業月から2019年12月までの月平均（以下「前々年月平均」という。）を選択できます。

※対象月が複数ある場合は、その中で最も収入が減少している月が対象月となります。

※対象月の収入金額については、新型コロナウイルス感染症対策として国及び地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

※青色申告を行っている場合、前々年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いる。ただし、青色申告を行っている者で、①所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

5. 主たる業種に関係する業界団体等が公表している業種別ガイドラインを読み、当該ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じている者

● 不支給要件

下記の（1）から（5）のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日号外法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者

（2）宗教上の組織若しくは団体

（3）既に辰野町ガンバル飲食店等応援金の支給を受けた者

（4）応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■ 申請期間・方法

1. 申請期間 **2021年4月1日（木）～2021年6月30日（水）**

2. 申請方法

(1) 郵送 〒399-0493(住所の記載不要) 辰野町産業振興課 飲食店等応援金担当あて

※簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法

※2021年6月30日（木）の消印有効、封筒には差出人の住所・氏名を記載

(2) Web 申請先ホームページ（電子申請）



スマホでも
できる！

<http://www.town.tatsuno.nagano.jp/tatsuno-insyokutenouenkin.html>

※2021年6月30日（木）の24時までに送信完了

(3) 窓口 辰野町中央1番地 辰野町役場1階 産業振興課企業支援室

3. 必要書類

(1) 辰野町ガンバル飲食店等応援金交付申請書（個人事業者）

(2) 前々年度の売上の状況を示した書類の写し（P16参照）

・青色申告

確定申告書第一表（1枚）

所得税青色申告決算書（2枚（両面））

・白色申告

確定申告書第一表（1枚）

※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できる確定申告書類。

(3) 2021年分の対象期間の売上を示した書類の写し

対象期間（2021年1月～2021年3月）の売上台帳等（P17参照）

※対象期間の各月が明確に記載してあること。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。

(4) 事業所の所在地や事業内容を記載した書類の写し

営業許可証、開業届（新規開業者）等

(5) 応援金の振込先の金融機関を確認する書類の写し（P18参照）

(6) 本人確認書類の写し（P19参照）

運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（両面）等

(7) 辰野町ガンバル飲食店等応援金交付申請書（個人事業者）に係る誓約書

(8) その他町長が必要と認める書類 ※必要な場合のみ

1. 申請の要件を確認する（誓約事項）

■ 誓約事項

「辰野町ガンバル飲食店等応援金」の支給を受けようとする飲食店等は、以下の項目について、誓約いただく必要があります。

（申請書面にて、誓約頂きます。）

● 誓約事項

- ① **2021年1月から2021年3月までの期間**（以下「対象期間」という。）のうち、ひと月の売上が**前々年同月比30%以上減少**した月があります。
- ② 「辰野町ガンバル飲食店等応援金」の申請は今回が初めてです。
- ③ **2019年以前**から事業により売上を得ており、**今後も事業を継続する意志があります。**
- ④ 主たる業種に関する業界団体等が公表している業種別ガイドラインを読み、当該ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じています。
- ⑤ 辰野町が専門家に内容の確認等を行うことに同意します。
- ⑥ 辰野町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑦ 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ⑧ 辰野町から2021年（度）確定申告書類の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑨ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員等であるか否かの確認のため、長野県警へ照会がなされることに同意します。
- ⑩ 申請書の内容に虚偽や不正があった場合、支給要件を満たしていないことが判明した場合は町応援金の申請を取り下げます。また支給後に不正が発覚した場合は町応援金を返還します。

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■ 支給額の算定方法

応援金の支給額は、**30万円を超えない範囲**で2019年1月から2019年12月までの1年間の総収入金額から、2021年1月から2021年3月の間において、前々年同月比で30%以上収入が減少している月（対象月）の収入金額に12を乗じて得た金額を差し引いたものとします。

[対象月]

2021年1月から2021年3月の間で、1か月あたりの収入金額が**前々年同月比30%以上減少**している月。

※対象月が複数ある場合は、その中で最も収入が減少している月が対象月となります。

■ 支給額の算定式

S：支給額（上限30万円）

A：2019年の総収入金額

※2019年1月から2019年12月までの1年間の総収入金額

B：対象月の収入金額

※2021年1月から2021年3月の間で、1か月あたりの収入金額が前々年同月比で30%以上減少している月（対象月）の収入金額

$$S = A - B \times 12$$

※支給の**上限は30万円**となります。

※算定例はP9～P11参照

1. 申請の要件を確認する（算出例（青色申告））

■ 支給額の算出例

個人事業者向け支給額算出例

青色申告の場合1（上限以上）

円

2019年度 (決算)	2019年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	390,000	450,000	510,000	390,000	410,000	560,000
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
450,000	590,000	450,000	550,000	530,000	560,000	

年間売上合計 5,840,000円

2021年度 (実績)	2021年			
	1月	2月	3月	4、5、6月
	370,000	310,000	290,000	申請月

減少率 ▲5.1% ▲31.1% ▲43.1%

2019年の年間収入金額：584万円

2019年の対象月收入金額（3月）：51万円
(最も減少率が高い月)

2021年の対象月收入金額（3月）：29万円

2019年5月の収入金額が51万円、2021年5月の収入金額が29万円であり、前々年同月比減少率が30%以上であるため支給対象となります。

(2月、3月が対象となりますが、最も減少率の高い3月が算定の対象月となります。)

584万円 - 29万円 × 12ヶ月 = 236万円

236万円 > 30万円（上限額）

支給額 30万円

1. 申請の要件を確認する（算出例（青色申告））

■ 支給額の算出例

個人事業者向け支給額算出例

青色申告の場合2（上限未満）

円

2019年度 (決算)	2019年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	90,000	150,000	210,000	120,000	110,000	160,000
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
150,000	110,000	120,000	150,000	130,000	120,000	

年間売上合計 1,620,000円

2021年度 (実績)	2021年			
	1月	2月	3月	4、5、6月
	60,000	100,000	130,000	申請月

減少率 ▲33.3% ▲33.3% ▲38.1%

2019年の年間収入金額：162万円

2019年の対象月收入金額（3月）：21万円
(最も減少率が高い月)

2021年の対象月收入金額（3月）：13万円

2019年3月の収入金額が21万円、2021年3月の収入金額が13万円であり、前々年同月比減少率が30%以上であるため支給対象となります。

(1月、2月、3月が対象となりますが、最も減少率の高い3月が算定の対象月となります。)

162万円 - 13万円 × 12ヶ月 = 6万円

6万円 < 30万円（上限額）

支給額 6万円

1. 申請の要件を確認する（算出例（白色申告））

■ 支給額の算出例

個人事業者向け支給額算出例

白色申告の場合（上限以上）

円

2019年 (決算)	2019年合計（確定申告事業収入合計額） 2,540,000円
---------------	------------------------------------

月平均収入額 211,667円

2021年 (実績)	2021年			
	1月	2月	3月	4、5、6月
	200,000	130,000	120,000	申請月

減少率 ▲5.5% ▲38.6% **▲43.3%**

2019年の年間収入金額 : 2,540,000円

2019年の月平均収入金額 : 2,540,000円 ÷ 12ヶ月 = 211,667円

2021年の対象月收入金額（3月）: 120,000円（最も減少率が高い月）

2019年分の平均収入金額が211,667円、2021年3月の収入金額が120,000円であり、前々年同月比減少率が30%以上であるため支給対象となります。

（2月、3月が対象となりますが、最も減少率の高い3月が算定の対象月となります。）

254万円 - 12万円 × 12ヶ月 = 110万円

110万円 > 30万円（上限額）

支給額 30万円

申請の手続②

1. 申請の要件を確認する

» **2. 申請書の作成**

2. 申請書の作成（申請書記載例）

■ 申請書記載例 様式第2号（第6条関係）

令和 3 年 ○ 月 ○ 日

辰野町長 武居 保男 様

西暦でも可

申請書表面

(申請者)

住 所 辰野町○○1-2

氏 名 辰野 太郎

電話 番 号 ○○○○-○○-○○○○

辰野町ガンバル飲食店等応援金交付申請書（個人事業者）

辰野町ガンバル飲食店等応援金交付要綱第6条の規定により、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 支給を受けようとする個人事業者の基礎情報

上に記載の申請者と同じ

(1) 事業者氏名 辰野 太郎

必ず郵便番号を記載してください。

(2) 事業者屋号 辰野商店

(3) 事業者住所 〒○○○-○○○○ 辰野町○○1-2

(4) 書類送付先（(3)と同じ場合は、記載不要）

〒

(5) 業 種 ○○業

(6) 開業年月日 19○○ 年 ○ 月 ○ 日

(7) 従業員数 2 人 ※申請時点

(8) 生年月日 19○○ 年 ○ 月 ○ 日 ※申請者の生年月日

(9) 電話 番 号 ○○○○-○○-○○○○ ※町からの問合先電話番号

(10) メールアドレス ○○○@○○○○ ※町からの問合先メールアドレス

2. 支給を受けようとする給付金の算出基礎

2019年分の総収入金額（事業収入）

5,840,000 円

1 円単位まで記載してください。P9～P11 を参考にしてください。

	1 月	2 月	3 月
2019年	390,000 円	450,000 円	510,000 円
2021年	370,000 円	310,000 円	290,000 円
前々年同月比	5.1 %減	31.1 %減	43.1 %減

※2019年に新規開業した者については、2019年の欄に開業月から2019年12月までの月平均を選択できます。

2. 申請書の作成（申請書記載例）

■ 申請書記載例 様式第2号（第6条関係）

申請書裏面

3. 受取口座

金融機関名	辰野				<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協	大城				<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 支所	預金種別	普通				
金融機関コード	1	2	3	4	店番号	1	2	3	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人	※加欄は、姓と名の間にスペース、濁点「・」、半濁点「°」は1文字で記入してください。															
名義	辰野 太郎															

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）を御記入ください。

なお、ゆうちょ銀行の口座が分からない場合は、口座名義を記入の上、旧郵便局口座の「記号・番号」を下記に御記入ください。

記号 番号

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

支給を受けようとする申請者名義の口座

4. 添付書類

(1) 確定申告書類の写し（2019年分）

青色申告を行っている場合

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚（両面））

白色申告を行っている場合

- 確定申告書第一表（1枚）

※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できる確定申告書類を提出してください。

(2) 2021年1月から2021年3月までの収入金額を示した帳簿等

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳等を提出してください。

(3) 事業所の所在地や事業内容を記載した書類の写し

※営業許可証、開業届（新規開業者）等

(4) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

※金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること。

(5) 本人確認書類の写し

※運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（両面）等

(6) 辰野町ガンバル飲食店等応援金交付申請書に係る誓約書

(7) 町長が必要と認める書類

2. 申請書の作成（証拠書類等の添付）

■ 証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり下記の証拠書類等の提出が必要となります。

	提出書類	内容
①	申請書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。
②	前年の売上の状況を示した書類の写し ※P16、P17 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青色申告 確定申告書第一表 (1 枚) 所得税青色申告決算書 (2 枚 (両面)) ・ 白色申告 確定申告書第一表 (1 枚) <p>※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できること。 ※収受日付印は必要ありません。</p>
③	2021年分の対象期間の売上を示した書類の写し ※P18 参照	<p>対象期間（2021年1月～2021年3月）の売上台帳等</p> <p>※対象期間の各月が明確に記載してあること。</p>
④	事業所の所在地や事業内容を記載した書類の写し	営業許可証、開業届（新規開業者）等
⑤	応援金の振込先の金融機関を確認する書類の写し ※P19 参照	<p>申請者名義の通帳</p> <p>※金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること。</p>
⑥	本人確認書類の写し ※P20 参照	<p>運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（両面）等</p> <p>※いずれも申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書の住所同一のものに限る。</p>
⑦	誓約書	ウェブサイトよりダウンロードしたもの。

※WEB（電子申請）の場合、証拠書類等の保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請書の作成（証拠書類等の添付②青色申告）

■ ②確定申告書類の写し 青色申告（計3枚）

確定申告書第一表の写し（1枚）

所得税青色申告決算書の写し（2枚（両面））

※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できる確定申告書類を提出してください。

■ 確定申告書第一表（1枚）

■ 所得税青色申告決算書（2枚（両面））

税務署で e-Tax にて確定申告した場合

2. 申請書の作成（証拠書類等の添付②白色申告）

■ ②確定申告書類の写し 白色申告（計1枚）

確定申告書第一表の写し（1枚）

※2019年1月から2019年12月までの1年間の収入金額が確認できる確定申告書類を提出してください。

■ 確定申告書第一表（1枚）

令和〇年〇月〇日 令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA0125

住所
フリガナ
氏名
生年月日
性別
職業
電話番号
住民票の記載地
出生地・転居先・帰属先

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税金の計算	その他
事業所得 ①	給与所得 ①	社会保険料控除 ⑩	課税される所得金額 (1)-(2) ①	配属者の合計所得金額 ⑪
不動産所得 ②	不動産所得 ②	小規模企業共済等掛金控除 ⑪	所得控除後の所得金額 (1)-(3) ②	青色申告特別控除額 ⑫
利子所得 ③	利子所得 ③	生命保険料控除 ⑫	課税所得 (2)-(4) ③	租税特別措置等の合計額 ⑬
配当所得 ④	配当所得 ④	地震保険料控除 ⑬	課税所得 (3)-(5) ④	未納分の課税対象控除額 ⑭
雑所得 ⑤	雑所得 ⑤	障害者、寡夫控除 ⑭	課税所得 (4)-(6) ⑤	本年分で差し引く繰越控除額 ⑮
退職所得 ⑥	退職所得 ⑥	勤労学生、障害者控除 ⑯	平均課税対象金額 ⑯	平均課税対象金額 ⑯
公的年金等 ⑦	公的年金等 ⑦	配偶者控除 ⑰	平均課税対象金額 (5)-(10) ⑰	平均課税対象金額 (5)-(10) ⑰
その他の所得 ⑧	その他の所得 ⑧	扶養控除 ⑱	平均課税対象金額 (5)-(11) ⑱	平均課税対象金額 (5)-(11) ⑱
短期譲渡所得 ⑨	短期譲渡所得 ⑨	基礎控除 ⑲	平均課税対象金額 (5)-(12) ⑲	平均課税対象金額 (5)-(12) ⑲
長期譲渡所得 ⑩	長期譲渡所得 ⑩	控除から⑯までの計 ⑳	平均課税対象金額 (5)-(13) ㉑	平均課税対象金額 (5)-(13) ㉑
一時所得 ㉑	一時所得 ㉑	雑所得控除 ㉒	平均課税対象金額 (5)-(14) ㉒	平均課税対象金額 (5)-(14) ㉒
総合課税 ㉒	総合課税 ㉒	医療費控除 ㉓	平均課税対象金額 (5)-(15) ㉓	平均課税対象金額 (5)-(15) ㉓
分離課税 ㉓	分離課税 ㉓	寄附金控除 ㉔	平均課税対象金額 (5)-(16) ㉔	平均課税対象金額 (5)-(16) ㉔
合計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5) ㉕	合計 (1)+(2)+(3)+(4)+(5) ㉕	合計 (19)+(20)+(21)+(22) ㉖	平均課税対象金額 (5)-(17) ㉖	平均課税対象金額 (5)-(17) ㉖

第一表 (令和元年分以降適用)
復興特別所得控除の記入をお忘れなく

2. 申請書の作成（証拠書類等の添付③売上台帳等）

- ③2021年1月から2021年3月までの収入金額を示した帳簿等の写し

2021年1月から2021年3月までの収入金額がわかる帳簿等を提出してください。

フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。

経理ソフトから抽出した売上データ



日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高
01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31



エクセルで作成した売上データ



日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高
01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31



手書きの売上帳のコピーなど



日	品名	数量	単価	売上金額	受入金額	差引残高
01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31



2. 申請書の作成（証拠書類等の添付⑤通帳の写し）

■ ⑤通帳の写し

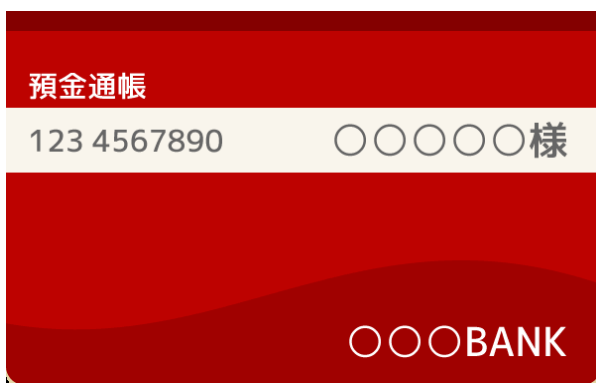
申請者名義の口座の写し。

銀行名・支店番号・支店名・口座番号・名義人が確認できるようコピーして下さい。

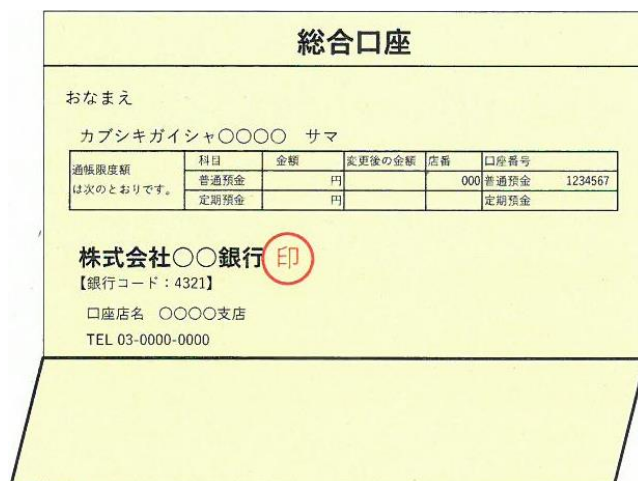
上記が確認できるように、必要であれば、**通帳のおモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。**

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像コピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像コピーを提出してください。

通帳のおモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像やコピーが不鮮明の場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、応援金のお支払いができません！

2. 申請書の作成（証拠書類等の添付⑥本人確認書類）

■ ⑥本人確認書類

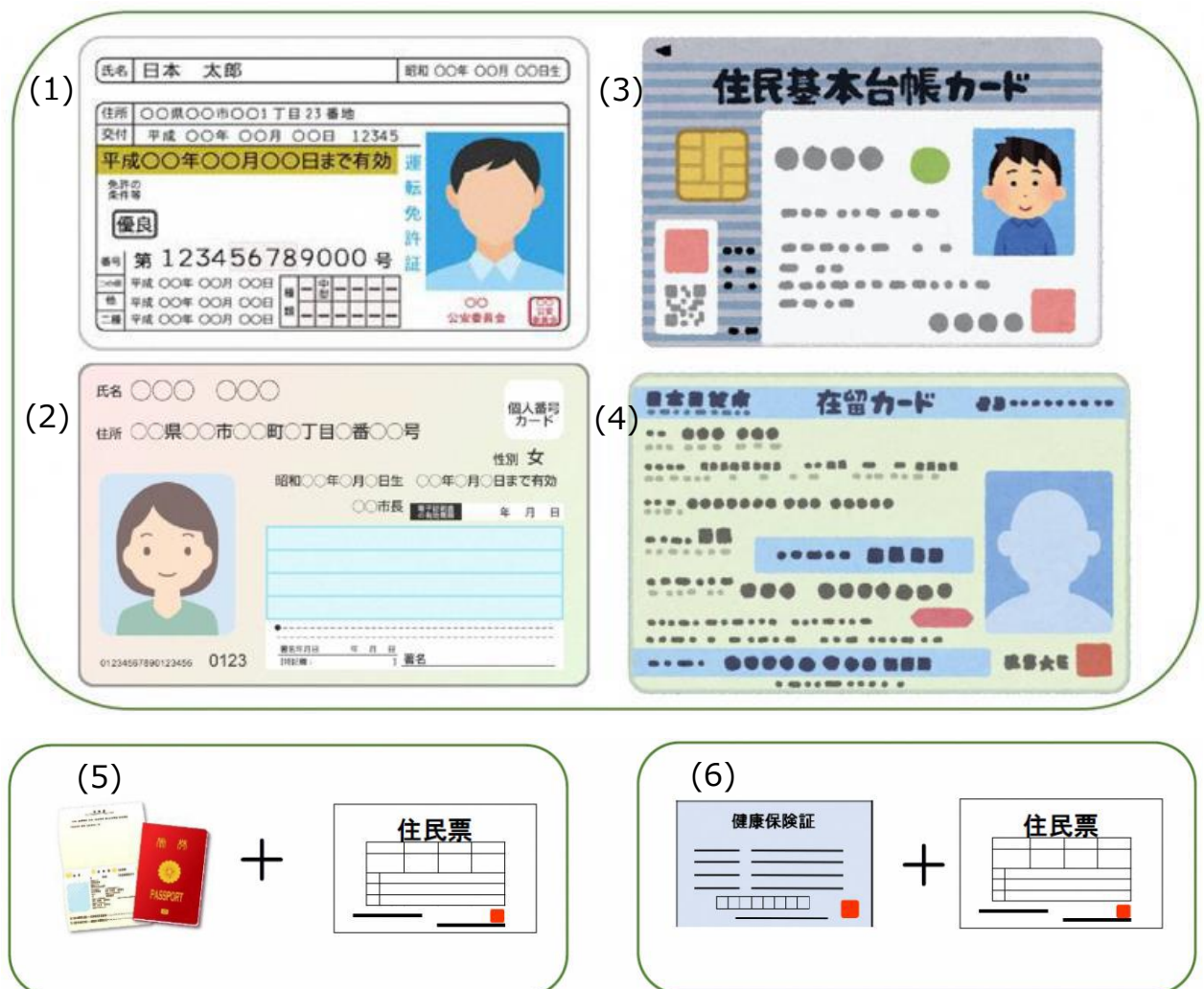
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者に限る）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、(1) から (4) を保有していない場合は、(5) 又は (6) で代替することができるものとします。

- (5) 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方



2. 申請書の作成（申請後の流れ・不正受給時の対応）

■ 申請後の流れ

- 申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
不明な点が発生した場合、記載いただきました連絡先へ連絡をさせていただきますので対応をお願いします。
- 申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で、辰野町名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。
なお、審査が終了した際には、交付決定通知書（不支給の場合には交付申請却下通知書）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認ください。
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承ください。

■ 不正受給時の対応

- 提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。
- 調査の結果によって不正受給と判断された場合、応援金の返還等を求める場合があります。

※申請に必要な手続きは以上です。

お問い合わせ

辰野町 産業振興課 企業支援室（平日8：30～17：15）

0266-41-1111（内線 2145）

「応援金」を装った詐欺にご注意下さい